

小規模企業共済の取扱い開始について

令和7年10月1日（水）から、農家など小規模企業の経営者のための退職金制度とも言われる「小規模企業共済」の取扱いを開始しました。

この共済は、事業の経営移譲や廃業、退職後の生活安定資金を積み立てて準備するものです。

常時雇用する従業員が20人以下（サービス業・商業の場合は5人以下）の農家（個人事業主）と法人の役員が対象となり、廃業時や退職時に共済金を受け取れます。

【ポイント①】

国が全額出資している中小企業基盤整備機構が法律に基づき運営。約169万人が利用。（令和7年3月末）

【ポイント②】

掛金全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除。（課税所得が400万円の場合、掛金月額1万円で、節税効果年間36,500円）

【ポイント③】

事業をやめた後の生活の備えとなる「経営者の退職金」
廃業・退職時に受取可能で、満期や満額はありません。

【ポイント④】

毎月の掛金は、1,000円～70,000円の範囲内（500円単位）で自由に設定可能。
加入後の変更もできます。

掛金は全額所得控除となることから、無理なく節税しながら農家の退職金として活用できます。

詳しくは、最寄りのJA窓口、または中小企業基盤整備機構特設サイトへ。

中小企業基盤整備機構特設サイト

